

## 社会福祉法人 知多福祉会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人知多福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、理事、監事及び評議員に対する報酬及び費用弁償について定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長とは、定款に基づき理事の中から当法人代表として選定された者をいう。
- (3) 報酬とは、役員等の職務遂行の対価として支給する金銭をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等）の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対し勤務形態に応じて報酬を支給する。

### (報酬の額及び支給方法)

第4条 理事長の報酬は月額とし、別表1「理事長報酬表」に定める額を職務に従事した月の翌月に支給する。

2 理事会及び評議員会に係る報酬は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長を除く役員の報酬は日額又は半日額とし、別表2「役員及び評議員報酬表」（理事会及び評議員会）に定める額を理事会等への出席の都度、支給する。
- (2) 評議員の報酬は日額又は半日額とし、別表2「役員及び評議員報酬表」（理事会及び評議員会）に定める額を評議員会への出席の都度、支給する。

3 監事監査に係る報酬は、日額又は半日額とし、別表3「監事報酬表」（監事監査）に定める額を支給する。

### (費用弁償の額及び支給方法)

第5条 役員等がその職務の遂行のため負担した費用については、社会福祉法人知多福祉会職員等旅費規程に定めた額を支給する。

2 費用弁償は、その都度行う。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和2年6月23日から施行する。

別表1 理事長報酬表

月額	年度総額
80,000円	960,000円

別表2 役員及び評議員報酬表（理事会及び評議員会）

	半日額	日額	年度総額
理事	3,800円	7,600円	320,000円以内
監事	3,800円	7,600円	114,000円以内
評議員	3,800円	7,600円	250,000円以内

別表3 監事報酬表（監事監査）

	半日額	日額	年度総額
監事	7,600円	15,200円	46,000円以内